

鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、学校を核とした地域力強化プランに係る鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携及び協力を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、対象事業ごとに要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の合計額以下とする。
 - 3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれの対象事業ごとに別に定めるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事はその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定をうけるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、対象事業に係る変更のうち次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

(3) 別表の対象事業欄に定める各事業のいずれかを中止又は廃止しようとするとき

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について文部科学大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれの対象事業ごとに別に定めるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認については、当該承認の申請を受けた日から起算して、知事が処分について文部科学大臣の承認を申請をしてから当該承認を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年8月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成25年6月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年5月24日から施行し平成28年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成28年11月8日から施行し平成28年11月8日から適用する。

附 則
この要綱は、平成29年7月26日から施行し平成29年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成30年3月28日から施行し平成30年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和2年4月23日から施行し令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
<p>学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（学校を核とした地域力強化プラン）（平成21年3月31日付文部科学大臣裁定）に基づく以下の事業</p>		
<p>学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かし、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市町村（中核市を除く。）が主体となって、以下の取組のうち1つ、または複数をも有機的に組み合わせて事業を実施する。（国の「学校を核とした地域力強化プラン」の補助対象事業のうち、本県の補助対象事業は以下の①から⑤までの取組とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組 ② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組 ③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組 	<p>補助対象経費は、謝金、旅費、交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費とし、各費目の取扱については、各事業の実施要領に定めるところによる。</p>	<p>2 / 3</p>

※算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様

鳥取県知事 印

〇〇〇〇年度鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：鳥取県教育委員会事務局社会教育課 〇〇 電話：0857-26-〇〇〇〇）

記

1 対象事業

本補助金の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成21年9月15日付第200900097730号鳥取県教育長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成21年3月31日文部科学大臣裁定）の規定に従わなければならない。

様

報告者 住所
名称
代表者役職
代表者氏名 印

〇〇〇〇年度鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
 $(3 - 2) \times 1 \text{の}(1) / 1 \text{の}(2)$
金 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。